私たちも頑張っています！

有限会社大塚ファーム
認定の種類：有機農産物

これまでの経験を生かして

農薬や化学肥料に頼らず、60種類以上の作物を生産してきた経験を最大限に生かして、美味しい野菜の生産に勇気と情熱で取り組んでいます。

津別町有機酪農研究会
認定の種類：有機畜産物

環境に優しい循環型酪農を

有機栽培のエサと放牧草で「牛にも環境にもやさしい自然循環型酪農」を研究会の仲間みんなで実践しています。

福山黒酢株式会社
認定の種類：有機加工食品

伝統製法の黒酢

鹿児島県福山町に江戸時代から200年続く壷造りの黒酢です。原料に有機玄米を使用し、長期熟成させました。

有機ＪＡＳ制度についてのお問い合わせ先

農林水産省 消費・安全局　表示・規格課 ホームページアドレス （有機食品の検査認証制度）	〒 100-8950 有機食品制度班 http://www.maff.go.jp/ http://www.maff.go.jp/j/jas/jas_kikaku/yuuki.html	東京都千代田区霞が関 1-2-1	TEL 03-3502-8111（代） TEL 03-6744-7139
東北農政局 消費・安全部　表示・規格課	〒 980-0014	宮城県仙台市青葉区本町 3-3-1 仙台合同庁舎	TEL 022-263-1111（代）
関東農政局 消費・安全部　表示・規格課	〒 330-9722	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎２号館	TEL 048-600-0600（代）
北陸農政局 消費・安全部　表示・規格課	〒 920-8566	石川県金沢市広坂 2-2-60 金沢広坂合同庁舎	TEL 076-263-2161（代）
東海農政局 消費・安全部　表示・規格課	〒 460-8516	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2	TEL 052-201-7271（代）
近畿農政局 消費・安全部　表示・規格課	〒 602-8054	京都府京都市上京区西洞院通 下長者町下ル丁子風呂町	TEL 075-451-9161（代）
中国四国農政局 消費・安全部　表示・規格課	〒 700-8532	岡山県岡山市北区下石井 1-4-1 岡山第２合同庁舎	TEL 086-224-4511（代）
九州農政局 消費・安全部　表示・規格課	〒 860-8527	熊本県熊本市西区春日 2-10-1 熊本地方合同庁舎	TEL 096-211-9111（代）
北海道農政事務所 消費・安全部　表示・規格課	〒 060-0004	北海道札幌市中央区北４条西 17-19-6	TEL 011-642-5490
沖縄総合事務局 農林水産部　消費・安全課	〒 900-0006	沖縄県那覇市おもろまち 2-1-1 那覇第２地方合同庁舎２号館８F	TEL 098-866-1672
独立行政法人農林水産消費安全技術センター			
本部	〒 330-9731	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟	TEL 050-3481-6013
横浜事務所	〒 231-0003	神奈川県横浜市中区北仲通 5-57 横浜第２合同庁舎	TEL 050-3481-6024
札幌センター	〒 001-0010	北海道札幌市北区北十条西 4-1-13 道新北ビル	TEL 050-3481-6021
仙台センター	〒 983-0842	宮城県仙台市宮城野区五輪 1-3-15 仙台第３合同庁舎	TEL 050-3481-6022
名古屋センター	〒 460-0001	愛知県名古屋市中区三の丸 1-2-2 名古屋農林総合庁舎２号館	TEL 050-3481-6025
神戸センター	〒 650-0047	兵庫県神戸市中央区港島南町 1-3-7	TEL 050-3481-6026
福岡センター 門司事務所	〒 801-0841	福岡県北九州市門司区西海岸 1-3-10 門司港湾合同庁舎	TEL 050-3481-6027
ホームページアドレス	http://www.famic.go.jp/		

平成25年9月

リサイクル適性Ⓐ
この印刷物は、印刷用の紙へリサイクルできます。

生き物にやさしい日本を残したい

有機食品

Organic Food っていいね！

有機JASマークは太陽と雲（雨）が植物をはぐくむことをイメージしています。

農林水産省

選んで安心！有機JASマーク

＊有機農産物とは＊

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、以下の方法で生産された農産物

- たい肥等で土作りを行い、種まき又は植え付けの前2年以上、禁止された農薬や化学肥料を使用しない
- 土壌の性質に由来する農地の生産力を発揮させる
- 農業生産に由来する環境への負荷をできる限り低減
- 遺伝子組換え技術を使用しない

＊有機畜産物とは＊

農業の自然循環機能の維持増進を図るため、以下の方法で生産された畜産物

- 環境への負荷をできる限り低減して生産された飼料を与える
- 動物用医薬品の使用を避ける
- 動物の生理学的、行動学的要求に配慮して育てた家畜、家きんから生産する

＊有機加工食品とは＊

原材料の有機の特性を製造又は加工の過程で保持するため、以下の方法で生産された加工食品

- 物理的又は生物の機能を利用した加工方法を用いる
- 化学的に合成された食品添加物及び薬剤の使用を避ける
- 原材料は、水と食塩を除いて、95%以上が有機農産物・有機畜産物・有機加工食品

有機JASマークのお話

認定機関名

有機JASマークは、太陽と雲と植物をイメージしたマークです。
農薬や化学肥料などの化学物質に頼らないで、自然界の力で生産された食品を表しており、農産物や畜産物のほか、これらを原料とした加工食品にも付けられています。

日本では、これまで有機食品についての統一の基準が決められていなかったため、様々な方法で生産されたものが「有機」食品として流通していました。このため、消費者は商品を選ぶときに何を基に選べばよいか混乱していました。
そこで、平成11年に改正されたJAS法に基づき、有機農産物と有機農産物加工食品のJAS規格が定められ、そこで示されたルールを守って生産され、有機JASマークが付された食品にだけ、「有機」や「オーガニック」と袋や箱に表示できるようにしました。
なお、有機JASマークや「有機」、「オーガニック」の表示を付けるには、公平な第三者である登録認定機関の認定を受けることが必要です。

紛らわしい表示はダメ

- 「有機JASマーク」がない農産物に
  ①「有機○○」、「オーガニック△△」などの名称の表示
  ②①と紛らわしい表示
  を付すことは法律で禁止されています。
- これに違反した場合は、①、②の表示を除去・抹消しなければなりません。
  （農林水産大臣の命令）
- 農林水産大臣の命令に違反した場合は、50万円以下の罰金が課せられます。

有機ＪＡＳ制度のしくみ

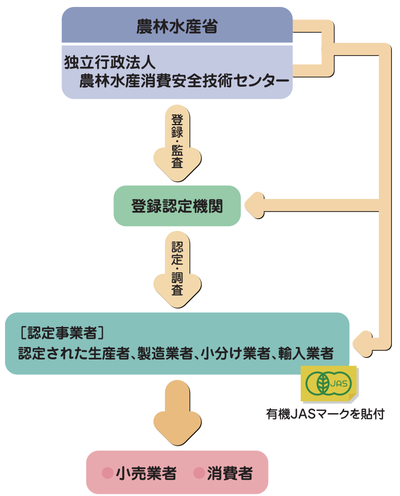

監視体制

- 登録認定機関は、認定事業者が基準に適合しているか、格付や表示が適正に行われているかどうかを、定期的に調査しています。
- 農林水産省及び（独）農林水産消費安全技術センターは、認定事業者に対し、立入検査・調査、市販品の買い上げ調査を行います。

有機食品の検査と認定

認定を受けて有機食品を生産する事業者は、国が定めたルールを守って野菜を作ったり、牛を育てたりしています。このように、きちんとルールを決めておかないと、AさんとBさんで有機食品を生産する方法が違ったら、消費者が商品を選ぶときに混乱するからです。
また、このルールを守っているかどうかについて生産者を検査し、きちんと守っている生産者を認定するのが登録認定機関です。登録認定機関の検査員は、生産者の農場に行って状況を確認したり、農薬や肥料などの買い付けの記録を確認したりして詳細な検査を行っています。

登録認定機関の検査員による実地検査